

屋外広告物対策の進捗状況

1 屋外広告物の適正化の状況について

市内全域にわたる詳細調査により、平成25年12月末に判明した45,648件の屋外広告物について、条例が完全施行された平成26年8月末時点と令和4年7月末時点における適正化の進捗状況に関する比較は次のとおり。

(単位：件)

内 容		平成26年8月末時点	令和4年7月末時点	増 減 数
景観支障のないもの	条例の趣旨に沿った 条例の基準に合致しているもの 許可済、法定屋外広告物等の許可不要、 自主是正等による2㎡以下の許可不要、 指導による是正、 手続漏れ	36,659	45,164	8,505の増加
あるもの	景観に対する支障は小さいものの、引 き続き、是正指導が必要なもの	6,844	425	<u>6,419の減少</u>
	顕著な違反等で景観に対する支障が大 きいもの及びそれらに準じるもの	2,145	59	<u>2,086の減少</u>
合 計		45,648	45,648	—

## 2 屋外広告物是正指導の平成26～令和4年度の比較

	景観支障<大> 残案件 (件)	景観支障<小> 残案件 (件)	是正された広告物 (件)	適正表示率
平成26年 8月末	2, 145	6, 844	22, 964	80. 3%
平成27年 3月末	1, 190	6, 302	24, 461	83. 6%
平成28年 3月末	435	4, 097	27, 421	90. 1%
平成29年 3月末	222	2, 340	29, 391	94. 4%
平成30年 3月末	127	1, 706	30, 120	96. 0%
平成31年 3月末	89	1, 205	30, 659	97. 2%
令和2年 3月末	75	858	31, 020	98. 0%
令和3年 3月末	67	653	31, 233	98. 4%
令和4年 3月末	61	466	31, 426	98. 8%

	景観支障<大> 残案件 (件)	景観支障<小> 残案件 (件)	是正された広告物 (件)	適正表示率
令和4年 7月末	59	425	31, 469	98. 9%

## 北山エリアの都市計画上の位置づけと北山エリア整備計画に関わる景観規制

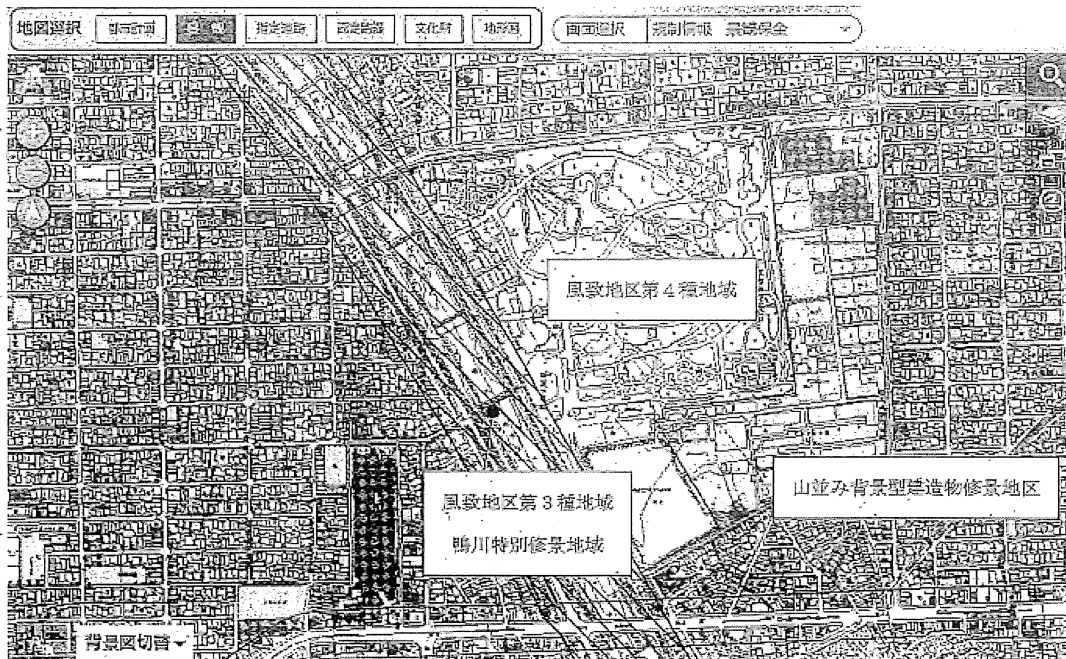
北山エリアの都市計画上の位置づけ（教育施設としての体育館とアリーナの都市計画上の位置づけ）

- (1) 京都府策定の「北山エリア整備基本計画」に基づき、京都市都市計画マスタープランの「地域まちづくり構想（北山文化・交流拠点地区）」[別紙2](#)に位置づけ
- (2) 上記の北山エリア整備基本計画及び地域まちづくり構想には、体育館について、府立大学、府立医科大学、京都工芸繊維大学との3大学連携に供し、アリーナ機能を備えているとの記載あり

北山エリア整備基本計画に係る景観規制

- (1) 府立植物園及び府立大学グラウンド
  - ・河川界から20mの区域は、風致地区第3種地域及び鴨川特別修景地域。
  - ・それ以外は、風致地区第4種地域。
  - ・風致地区内において、建築物の新築や木竹の伐採等の行為を行う場合は本市の許可が必要。（地方公共団体等が行為者の場合は本市との協議）
- (2) 上記以外
  - ・山並み背景型建造物修景地区。
  - ・山並み背景型建造物修景地区において、建築物の新築等の行為を行う場合は、本市への届出が必要。（地方公共団体等が行為者の場合は本市への通知）

<景観規制図> 京都市景観情報共有システムから抜粋



## 北山エリア整備基本計画（抜粋）

令和2年12月 京都府

### 北山エリアの基本的事項

北山エリアは、賀茂川などの豊かな自然環境の中、府民利用施設等が集積する貴重な府民の憩いの空間であり、ここで国内外からの人が集い、交流することにより、京都から新しい文化・芸術を創造・発信する拠点となる大きな可能性を秘めている。

#### ◆地理的位置

京都市域のほぼ中央、京都市街地の北部に所在。西は賀茂川、北は北山通、東は下鴨中通、南は府立大学の南側境界に囲まれている範囲を「北山エリア」と位置付ける。

#### ◆面積 約38ヘクタール

#### ◆都市計画等（地域の主な部分の規制等）

用途地域 （建蔽率・容積率）	第二種中高層住居専用地域 （60%・200%）
高度地区	20m第1種高度地区 （植物園の部分は、12m第1種高度地区）
景観保全	山並み背景型建造物修景地区 〔植物園の部分は、風致地区第4種地域〕 〔北山通沿道は、沿道型美観形成地区〕
眺望景観	眺望空間保全区域（船岡山公園からの「妙」「法」） 近景デザイン保全区域（賀茂川右岸からの東山、賀茂川両岸からの北山） 遠景デザイン保全区域

御池通等のまちかど駐輪場の利用状況（直近）

（令和5年8月実績）

駐輪場名	箇所	収容台数（台）	稼働率
御池通まちかど駐輪場	河原町1	93	350.6%
	河原町2	52	442.4%
	河原町3	63	306.6%
	烏丸1	20	253.9%
	烏丸2	25	241.0%
	烏丸3	20	212.7%
	烏丸4	86	131.5%
	烏丸5	17	305.3%
	烏丸6	42	169.9%
	合計	418	272.5%
二条駅まちかど駐輪場	西口	191	188.0%
	東口	68	232.1%
	合計	259	199.6%
四条大宮まちかど駐輪場	四条大宮（北）	55	419.9%
	四条大宮（南）	141	189.7%
	合計	196	254.3%
出町柳まちかど駐輪場	広場	112	150.5%
	川端通歩道	38	176.2%
	合計	150	157.1%
京都駅八条口まちかど駐輪場		202	152.1%
西院朱雀まちかど駐輪場		100	21.7%
百万遍まちかど駐輪場	北側	43	633.4%
	南側	24	1635.9%
	合計	67	992.5%
エコステーション21七条	西側	113	48.3%
	東側	66	45.7%
	合計	179	47.3%
エコステーション21東福寺駐輪場		98	65.1%
烏丸今出川路上駐輪場	北側	49	225.1%
	南側	8	162.5%
	合計	57	216.4%
七之舟入自転車駐車場		90	246.7%
JR藤森駅自転車駐輪場		201	44.3%
エコステーション21JR桃山駅前駐輪場		61	57.1%

※ 本市所有地等において、公募により選定された事業者が運営する一時利用の自転車駐輪場が対象（市営無料駐輪場を有料化した駐輪場等を含む。）

# 市民一人あたりの公園面積の政令指定都市の比較(令和3年度)及び行政区別面積の過去5年間の推移

## (1) 政令指定都市別 (令和3年度末時点)

政令指定都市名	一人当たり 都市公園面積 (㎡/人)	政令指定都市名	一人当たり 都市公園面積 (㎡/人)
札幌市	12.7	名古屋市	7.1
仙台市	15.3	京都市	4.7
さいたま市	5.0	大阪市	3.5
千葉市	10.2	堺市	8.7
東京特別区	3.0	神戸市	17.7
横浜市	4.9	岡山市	16.7
川崎市	4.0	広島市	7.9
相模原市	5.0	北九州市	12.9
新潟市	10.8	福岡市	8.4
静岡市	7.0	熊本市	9.8
浜松市	8.4	政令市全体	6.9

※ 国土交通省「R03年度末 都道府県別一人当たり都市公園等整備現況(R4.3.31時点)」

※ 都市公園ではない国民公園(京都御苑)、条例設置公園(右京区京北)、市民緑地は

## (2) 行政区別 (一人当たり公園面積 [㎡/人]、令和4年度末時点)

行政区	H30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
全市	4.91	5.10	5.13	5.16	5.18
北区	1.58	1.56	1.57	1.58	1.59
上京区	8.26	8.28	8.36	8.44	8.35
左京区	8.76	9.70	9.80	9.88	9.86
中京区	0.69	0.69	0.69	0.70	0.69
東山区	2.85	2.88	2.93	2.97	2.98
山科区	2.57	2.57	2.58	2.62	2.65
下京区	2.35	2.31	2.32	2.32	2.30
南区	5.52	5.50	5.49	5.51	5.51
右京区	2.48	3.09	3.11	3.14	3.15
西京区	13.53	13.56	13.67	13.68	13.82
伏見区	3.76	3.77	3.80	3.81	3.83

※ 都市公園に国民公園(京都御苑、上京区)、条例設置公園(右京区京北)を加えたもの

※ 鴨川沿いの府営鴨川公園(北区から伏見区までの両岸)は、管理者である府が代表地としている左京区にて計上(行政区別面積は府が算出しておらず不明)

# 「新たな公園運営モデル」について

## ○検討されている「公園施設の整備指針」について

(「第2回地域主体の柔軟な公園運営のための公園施設の在り方検討部会 説明資料」より)

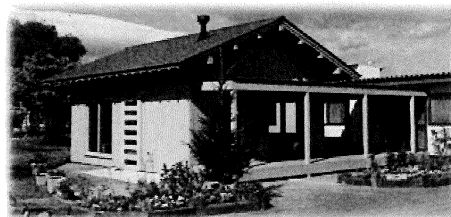
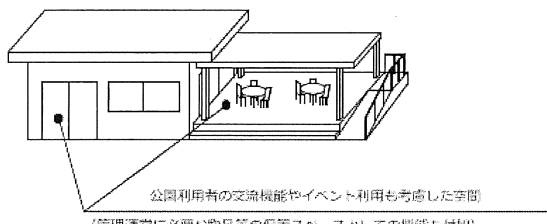
### (1) 公園施設とは

- 設置主体：運営委員会又はサポート団体
- 設置できる公園施設：柔軟な公園の管理運営と地域コミュニティの活性化等に資する施設で以下の3つ機能を有するもの

- ① 公園利用者の交流スペースとしての機能
- ② イベントスペースとしての機能
- ③ 公園の管理運営に当たり必要となる物品等の保管スペースとしての機能

\* 公園の柔軟な管理運営に資すると認められる場合は、その他の機能を併設することも可能

例：収益の一部を公園の管理運営のための資金に還元するため、売店・飲食店としての機能を併設  
サポート団体が設置する場合：便益施設（売店）+ 休養施設（休憩所）



参考：みんなの家(仙台市)

### (2) 公園施設の設置条件

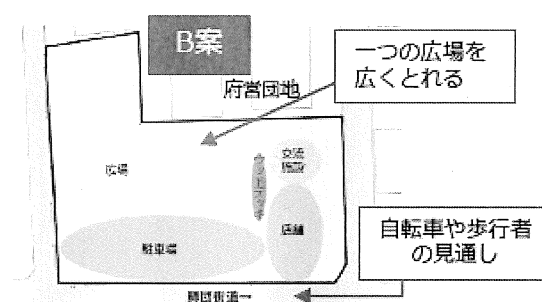
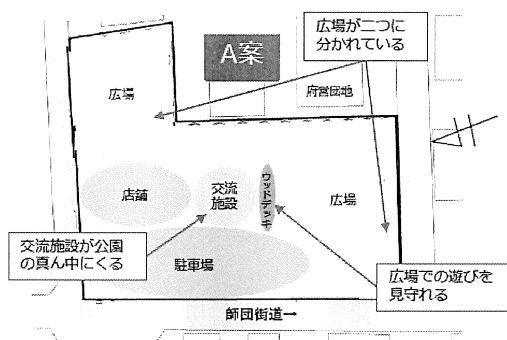
#### ●主な設置条件

- ・一定期間の適切な管理運営実績を有すること
- ・利用圏域内の自治会・町内会、学区代表自治組織の同意
- ・市及び有識者（緑化審議会委員等）と事前協議
- ・運営委員会、サポート団体が中心となり、公園周辺の住民に対し説明
- ・施設審査委員会が図面や資金計画等を審査し、仕様適合証を交付  
※施設審査委員会は、施設の配置、機能、構造等が整備指針に適合しているか判断する市の内部機関
- ・設置主体と市で協定書を締結（サポート団体、公園運営委員会、京都市の3者を想定）
- ・その他、条例、建築確認申請を含む法令手続き

設置条件の詳細は、別に要綱等で定めていく予定

## ○「モデル公園」となっている北鍵屋公園のプロジェクトチーム案

(「北鍵屋公園(通称:消防公園)NEWS LETTER Vol.02 2023.秋」より)



## 土木事務所ごとの道路維持管理費決算額(過去5年間)

(単位:千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
北部土木事務所	475,487	449,977	527,733	525,270	373,015
うち維持補修等	396,688	433,773	502,789	510,863	357,118
うち除草等	78,799	16,204	24,944	14,407	15,897
左京土木事務所	535,322	434,876	607,797	440,963	440,963
うち維持補修等	463,402	410,813	579,942	418,558	376,965
うち除草等	71,920	24,063	27,855	22,406	26,057
東部土木事務所	450,810	513,301	516,654	525,569	525,569
うち維持補修等	414,943	494,647	495,768	504,883	498,732
うち除草等	35,867	18,654	20,886	20,686	21,171
南部土木事務所	529,160	509,962	578,973	615,094	615,094
うち維持補修等	518,142	500,456	566,469	601,503	536,189
うち除草等	11,018	9,506	12,503	13,591	12,192
西部土木事務所	572,346	467,535	540,712	462,224	462,224
うち維持補修等	465,328	438,663	469,642	432,130	533,994
うち除草等	107,018	28,872	71,071	30,094	30,395
京北・左京山間部土木事務所	386,044	637,476	327,374	499,516	499,516
うち維持補修等	304,171	314,092	281,751	454,662	441,546
うち除草等	81,874	323,384	45,623	44,853	44,932
西京土木事務所	369,485	497,261	413,069	343,201	343,201
うち維持補修等	291,554	449,853	379,677	310,469	335,972
うち除草等	77,932	47,408	33,392	32,732	34,199
伏見土木事務所	434,202	310,635	564,173	517,682	517,682
うち維持補修等	379,250	269,797	515,813	474,458	366,705
うち除草等	54,953	40,839	48,360	43,224	48,616
合計	3,752,859	3,821,024	4,076,485	3,929,519	3,680,680
うち維持補修等	3,233,478	3,312,094	3,791,851	3,707,526	3,447,221
うち除草等	519,381	508,930	284,634	221,993	233,459

※ 道路維持管理費は、第3項道路橋りょう費第2目道路維持補修費、同項第3目交通安全施設整備費及び第4項道路特別整備費第1目道路橋りょう整備費のうち舗装道補修に係るもの

2023年10月 建設局 資料より



## 土木事務所ごとの河川排水路費決算額(過去5年間)

(単位:千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
北部土木事務所	83,157	124,138	84,452	91,023	76,959
改良	21,737	49,419	5,600	20,113	18,503
補修その他	25,897	51,803	27,946	31,802	21,960
浚渫・除草	35,523	22,916	50,906	39,108	36,496
左京土木事務所	75,096	41,336	51,218	74,513	99,478
改良	0	2,756	4,962	0	0
補修その他	46,231	17,198	17,352	33,917	53,720
浚渫・除草	28,865	21,382	28,904	40,596	45,758
東部土木事務所	261,401	197,151	193,450	216,803	304,640
改良	237,104	159,119	173,497	180,431	263,206
補修その他	7,739	23,200	6,730	29,328	24,611
浚渫・除草	16,558	14,832	13,223	7,044	16,823
南部土木事務所	10,465	10,771	18,518	12,521	16,144
改良	0	0	0	0	0
補修その他	180	189	4,846	4,429	9,426
浚渫・除草	10,285	10,582	13,672	8,092	6,718
西部土木事務所	54,571	30,111	39,528	46,903	42,512
改良	13,159	7,606	5,682	0	0
補修その他	13,095	11,469	21,320	26,710	18,382
浚渫・除草	28,317	11,036	12,526	20,193	24,130
京北・左京山間部土木事務所	39,941	53,690	72,546	52,684	80,716
改良	0	0	0	0	0
補修その他	4,478	41,792	61,676	37,293	52,489
浚渫・除草	35,463	11,898	10,870	15,391	28,227
西京土木事務所	306,453	54,865	264,885	201,686	172,837
改良	262,238	29,049	208,748	98,883	95,092
補修その他	9,169	8,281	29,536	65,708	44,292
浚渫・除草	35,046	17,535	26,601	37,095	33,453
伏見土木事務所	42,057	63,355	72,154	85,582	70,606
改良	0	3,127	6,252	211	1,613
補修その他	14,519	36,914	36,622	65,125	23,068
浚渫・除草	27,538	23,314	29,280	20,246	45,925
合計	873,141	575,417	796,751	781,715	863,892
改良	534,238	251,076	404,741	299,638	378,414
補修その他	121,308	190,846	206,028	294,312	247,948
浚渫・除草	217,595	133,495	185,982	187,765	237,530

2023年10月 建設局 資料より

## 「今後の道路整備事業の進め方」の期間延長について (令和4年3月)

### 令和3年度以降も引き続き取り組む路線

	路線名	令和3年度以降も引き続き取り組む路線	備考
1	羽東師橋関連道路	○	
2	阪急京都線連続立体交差事業	— (H29 完成)	
3	鴨川東岸線 (第2工区)	— (R2 完成)	
4	北泉通	— (R2 完成)	
5	京都広河原美山線 (鞍馬北第3工区)	○	
6	国道162号高雄改良 (第1・3工区)	— (H30 完成)	
7	伏見向日町線	— (H30 完成)	
8	中山石見線	○	一部予算計上を見送る。
9	京都京北線 (弁ヶ淵)	— (R3 完成)	
10	国道162号川東 (第2工区)	○	
11	国道162号高雄改良 (第2工区)	○	
12	鴨川東岸線 (第3工区)	○	予算計上を見送る。
13	御陵六地藏線 (第3工区)	○	一部予算計上を見送る。
14	大津宇治線	○	一部予算計上を見送る。
15	桃山石田線	○	一部予算計上を見送る。
16	山陰街道	○	予算計上を見送る。
17	葛野西通 (七条通)	○	予算計上を見送る。
18	桂馬場線 (洛西口駅東側)	— (R1 完成)	
19	向日町上鳥羽線 (国道171号以西)	○	

※ 予算計上を見送る又は一部予算計上を見送る事業は、少なくとも集中改革期間の3年間(令和3～5年度)、予算計上を見送る。集中改革期間中の予算計上を見送った事業は、内容の精査を続け、集中改革期間終了時の改革の進捗状況に応じて、投資的経費の上限の範囲内で予算計上の可否を再検討する。

## 堀川・油小路通地下バイパス計画の国による、課題についての調査結果と今後の取り組み

### (1) 検討状況

現在、国土交通省において、堀川通等の交通課題についての調査を実施中であり、今後とも国土交通省と情報共有を行っていく。

### (2) 今後の取組

堀川通の渋滞緩和に向けた取組として、国土交通省が以下の短期的対策を実施しており、その効果を検証したうえで、中長期的な対策を検討される見込み

- ① 九条油小路交差点から八条油小路交差点間の車線運用見直し（令和元年10月）
- ② 八条油小路交差点に交差点案内標識を設置（令和2年2月）
- ③ 堀川塩小路交差点において、横断歩道橋階段の一部撤去及び停止線・横断歩道の前出しを実施（令和2年7月）